

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十二年六月十四日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
福山市	谷郷水路	農業用排水施設整備事業	平成二十二年三月三十一日
福山市	金名2水路	農業用排水施設整備事業	平成二十二年三月三十一日
福山市	金丸2号農道	農業用道路整備事業	平成二十二年三月三十一日